

第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場

（出入口の位置）

第四十四条 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場（以下「車庫等」という。）の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 幅員六メートル未満の道路に面して設けないこと。
 - 二 道路の交差点又は曲り角から五メートル以内の場所に面して設けないこと。
 - 三 出入口から二メートル後退した自動車の車路の中心線上で、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できる空地又は空間を有すること。
- 2 前項第一号の規定は、当該出入口が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
 - 一 車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下である建築物の敷地の自動車の出入口であり、幅員四メートル以上の道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされる道（同項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造するものに限る。）を含む。次号において同じ。）に面するもの
 - 二 建築物（倉庫であつてその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの及び自動車修理工場であつてその用途に供する部分の床面積の合計が三十平方メートルを超えるものを除く。次号において同じ。）でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え百五十平方メートル以下のものの敷地の自動車の出入口であり、幅員四メートル以上の道路に面するもの
 - 三 建築物でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートルを超え三百平方メートル以下のものの敷地の自動車の出入口であり、幅員五メートル以上の道路に面するもの
 - 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定は、知事が当該出入口の周囲の状況により交通の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

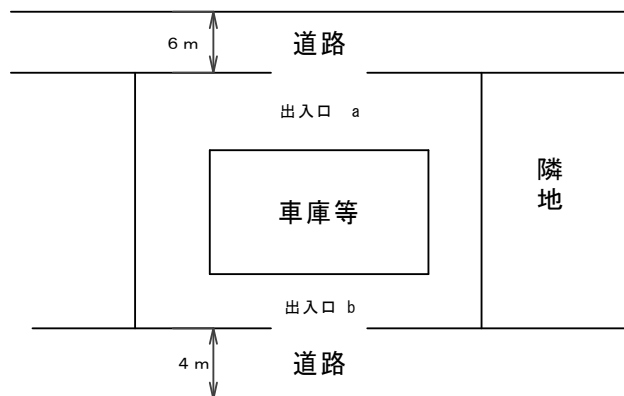
〔解説〕

- 一 本条は、倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場（車庫等）の敷地の出入口と接する前面道路において交通障害を起しやすいため、自動車の出入口を設けることができない場所等について定めたものであつて、都市計画区域内に適用するものである。
- 二 第一項は、車庫等の敷地の部分で、自動車の出入口を設けてはならない場所及び出入口部分の安全措置について定めている。以上の関係を图示すれば次のとおりである。

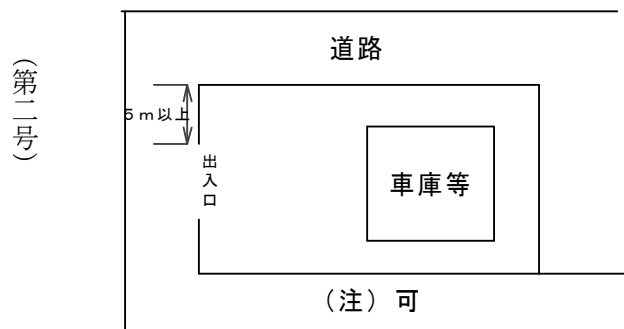
第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備

第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場（第44条～第46条）

- 三 第二項第一号は五十平方メートルを超え百平方メートル以下の自動車車庫と、三十平方メートルを超え百平方メートル以下の自動車修理工場に關する、道路幅員が六メートル未満四メートル以上の場合の緩和規定である。幅員四メートル以上の道路には、法第四十二条第二項の道路も含まれるが、「みなし道路」部分の当該敷地側後退部分については道路状に築造してある必要がある。（第二号も同じ）
- 四 第二号及び第三号については建築物に附属する自動車車庫に關する緩和措置であり、条例の対象となる倉庫（五百平方メートルを超えないもの）及び自動車修理工場（三十平方メートルを超えるもの）に附属する自動車車庫は附属車庫としての条例の緩和の対象から除外している。第二号では百五十平方メートルまでは幅員四メートル、第三号では三百平方メートルまでは幅員五メートルと、出入口を設けられる道路の幅員を段階的に六メートルから緩和したものである。
- 五 第三項は第二項に規定したものの以外でも、知事が出入口の周囲の状況から交通の安全上支障がないと認める場合は、第一項の規制を適用除外とするものである。安全上の支障の有無の判断にあたっては、申請者からの認定申請を受けて、出入する自動車の状況と道路交通に与える影響、道路の整備状況、交通量・交通規制の状況、敷地周囲の土地利用、出入口の安全措置等を勘案して知事が総合的に判断するものである。
- 六 駐車場法に規定する「自動車の駐車のために供する面積が五百平方メートル以上の路外駐車場」については、駐車場法施行令第七条の構造及び設備の基準が適用され、本条と類似する規制やさらに幅広い規制があり、緩和がないので注意する。また、同施行令では、出入口の位置の規制にあたり、「横断歩道」も考慮されている。したがって、本条第一項第二号の適用にあたっては、交差点に設置された横断歩道等の位置も考慮することが望ましい。

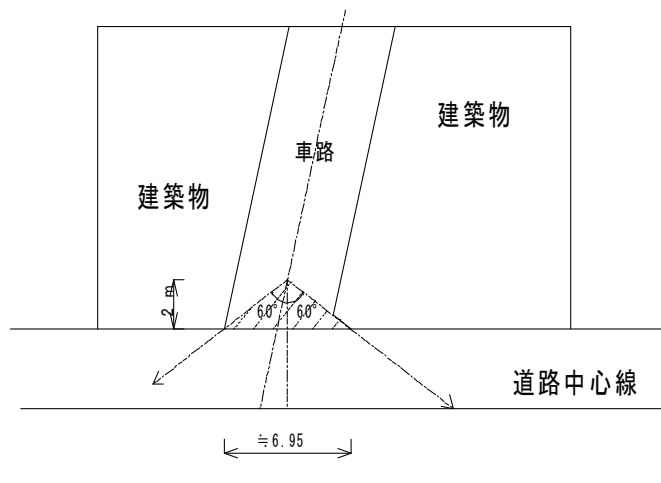


(注) aは可、bは道路幅員が不足のため不可

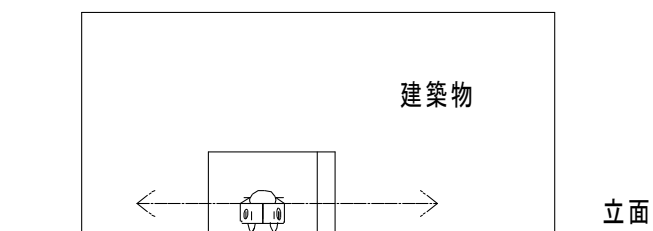


(注) 可

(第三号)



必要な全面空地又は空間



立面

（参考）駐車場法に規定する「自動車の駐車のために供する面積が五百平方メートル以上の路外駐車場」については、駐車場法施行令第七条の構造及び設備の基準が適用され、本条と類似する規制やさらに幅広い規制があり、緩和がないので注意を要する。

駐車場法

（用語の定義）

第二条第二号 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

（構造及び設備の規準）

策十一条 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の基準の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

駐車場法施行令

第二章 路外駐車場

第一節 構造及び設備の基準

（自動車の出口及び入口）

第七条 自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）は、道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分、横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分、小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園若しくは児童館の出入口から二十メートル以内の道路の部分（当該出入口に接するさくの設定られた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の道路の部分を含む。）、橋、幅員が六メートル未満の道路又は縦断勾配が十パーセントの間隔を道路に沿つて十メートル以上としなければならない。を超える道路に設けてはならない。

2 前項の規定は、自動車の出口又は入口を道路交通法第四十四条第一号に掲げる道路の部分（トンネルに限る。）又は橋に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

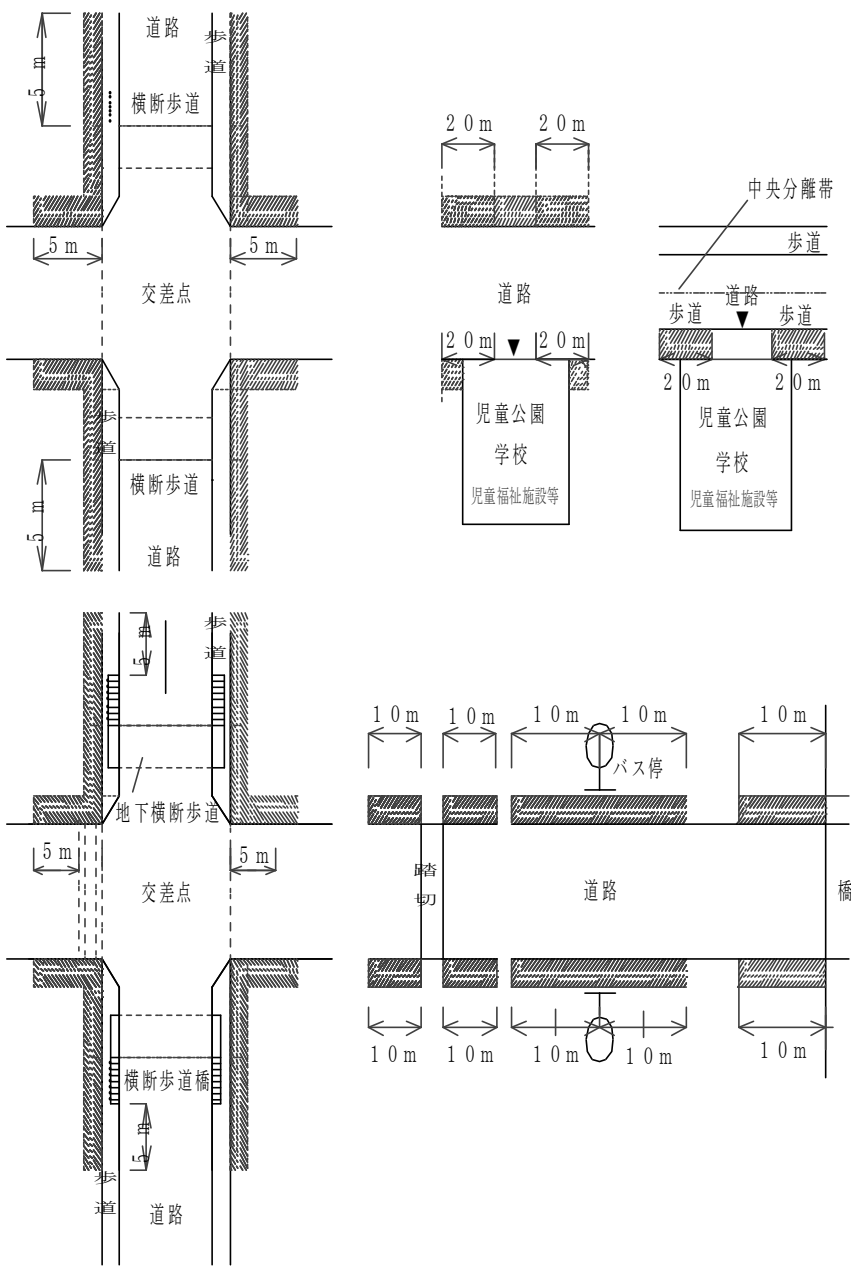
4 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。

5 自動車の駐車のために供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上としなければならない。

6 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路とのなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上としなければならない。

7 自動車の出口附近の構造は、当該出口から二メートル後退した自動車の車路の中心線上、一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにしなければならない。

8 前四項の規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口附近を含む。）又は入口については、適用しない。



〔構造及び建築設備〕

第四十五条 自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 床及び排水溝は、防水材料で造り、かつ、汚水排除の設備を設けること。
- 二 床が地盤面下にある場合にあつては二方面以上の外気に通ずる位置に、その他の場合にあつては床の面から高さ五十センチメートル以下の位置に適切な換気口又はこれに代わる設備を設けること。
- 三 傾斜路のこう配は、六分の一以下とし、かつ、その路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

〔解説〕

- 一 自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分の構造及び設備について定めたものである。
 - 二 第一号は、床及び排水溝は防水材料で造り、油抜きピット（オイルトラップ）等による排水設備を設けることとし、第二号においては、車庫内のガソリン等のガスの充満を防止するため、換気口又はこれに代わる設備を設けることとし、第三号においては、車庫の傾斜路について、車の滑りによる危害の防止のために必要な措置を規定するものであり、傾斜路の最大こう配を六分の一以下とするものである。これは、駐車場法施行令第八条第三項第三号に規定する「傾斜路の縦断勾配は十七パーセントを超えないこと」という規定と整合を図っている。
- なお、本条は第四十四条と異なり、法第四十条に基づく規定であり、都市計画区域の内外を問わず適用される。

（他の用途部分との区画）

第四十六条 建築物の一部に自動車車庫及び自動車修理工場を設ける場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 その用途に供する部分と他の部分との境界には準耐火構造の界壁を設け、かつ、その開口部には法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けること。
- 二 その用途に供する部分の床及び天井には、他の部分に通ずる開口部を設けないこと。ただし、消防の用に供する自動車車庫については、この限りでない。
- 三 その用途に供する部分の内に、他の部分のための避難用の出入口を設けないこと。

〔解説〕

本条は、建築物の一部に車庫等を設ける場合の要件を定めたものである。これを例示すれば下のとおりである。

